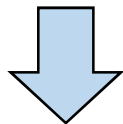


道路占用許可(突き出し看板等)申請手続きの流れ

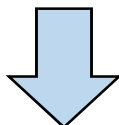
1. 申請書類に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付のうえ、区役所(土木管理課占用・監察担当)の窓口で申請をしてください。(※郵送による申請も可能です。)

《必要書類》

- ・「道路占用許可申請書」 **4部** (区役所用2部、警察提出用2部)
- ・「案内図」、「平面図」、「立面図」、「意匠図(構造図)」 **各4部** (区役所用2部、警察提出用2部)
- ・「道路使用許可申請書」 **2部**(警察提出用)
- ・「占用料減免申請書」 **1部**
- ・「委任状」(※申請手続きを他者に委任する場合のみ必要) **1部**



2. 区の窓口で書類を受領したら、「発行券(警察への連絡票)」をお渡しますので、それを管轄の警察署にご持参のうえ、「道路使用許可申請」の手続きをして許可を受けてください。
※ 区(土木管理課)で許可書の受け取りの際には、この「道路使用許可書」をお持ちください。



3. 区(土木管理課)で書類の内容を確認し、許可が決定しましたら、その旨を土木管理課から連絡しますので、許可書を受け取りに来てください。
土木管理課の窓口で許可書を受け取りに来ていただく際には、2. の警察の「道路使用許可書」をお持ちください。
窓口で占用料の「納付書」をお渡しますので、区庁舎の 1 階にある銀行窓口で納付していただき、再度、領収書をあらためて窓口にお持ちいただくことで、許可書をお渡します。
※ 銀行の受付時間は 9時から15時までです。占用料を当日お支払いいただける場合は、必ずこの時間内に来所してください。
※ 別の日(後日)に金融機関でお支払いをしていただく場合は、許可書のお受け取りまでには、相当のお時間を要します。
※ 占用料がかからない場合は、納付(お支払い)をしていただく必要はありません。

★郵送をご希望される場合などについては、担当までご相談ください。